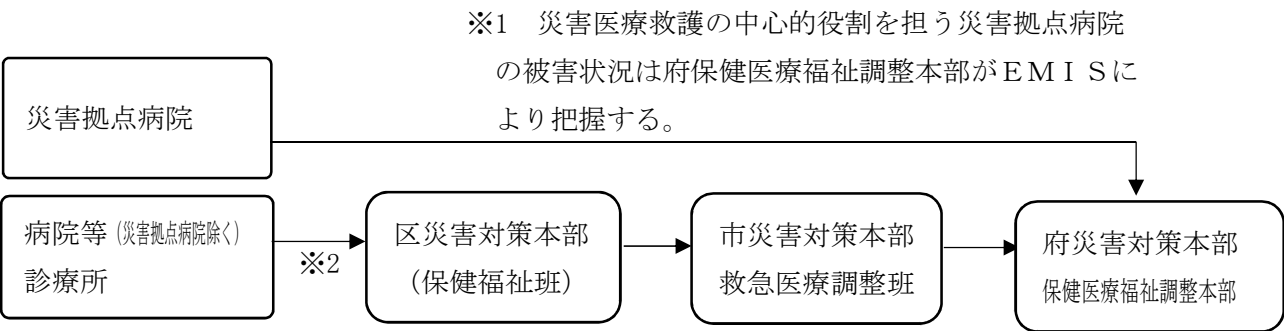


医療救護活動マニュアル（震災対策編）の策定について

1 区災害対策本部保健福祉班の役割

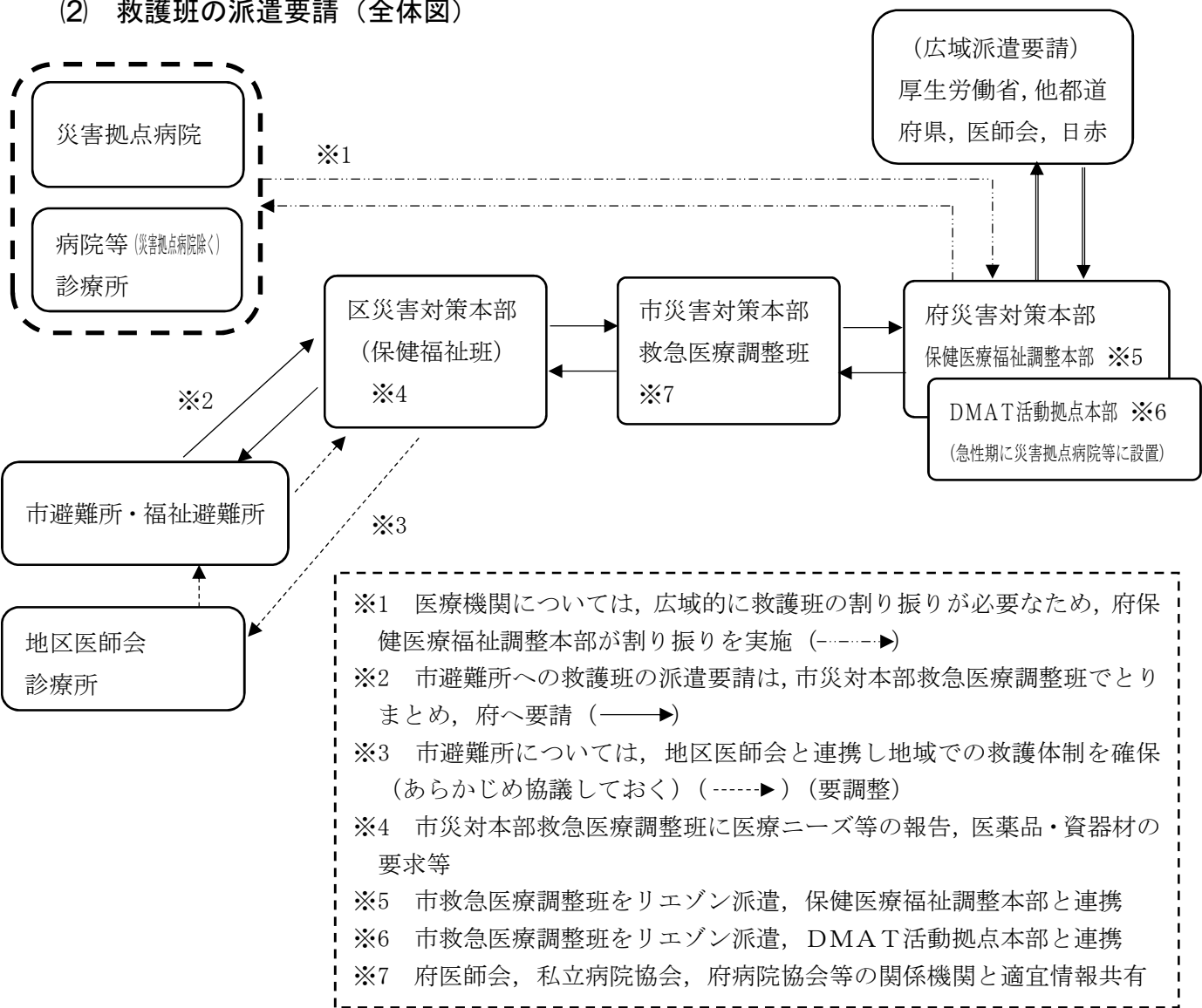
(1) 医療機関の被害状況把握（全体図）



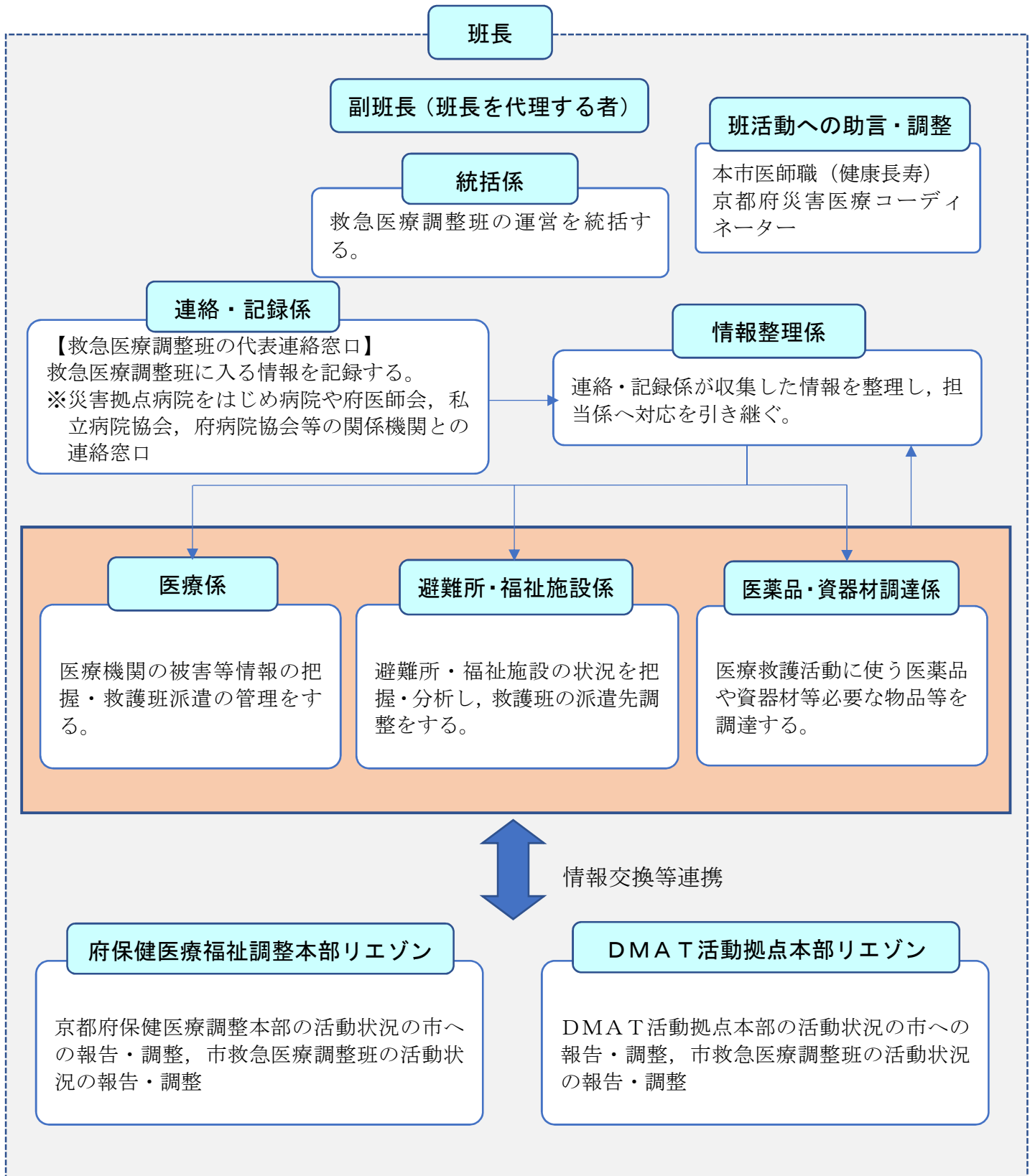
※2 病院等については、市救急医療調整班、京都府、府医師会、私立病院協会、府病院協会等の関係機関、DMAT等と連携して把握する。

診療所については、地区医師会と連携して把握する。（要調整）

(2) 救護班の派遣要請（全体図）



2 保健福祉局災害対策本部救急医療調整班の体制，役割



第9節 医療救護活動

■ 基本方針

震災時における医療救護活動は、災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか、被災の状況に応じ、負傷者が多数発生した災害現場や、負傷者が殺到する医療機関、大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。重傷患者等や医療機関の被災により医療を受けられなくなった入院患者等については、後方医療施設（災害拠点病院、救急告示医療施設、その他の病院などのうち、被災を免れたすべての医療機関。）へ搬送する。

平成19年1月策定の「災害時医療・救護活動指針」に基づき、京都市災害対策本部の判断により、拠点救護所を市内に設置し、他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣、重傷患者の後方搬送、医薬品、医療機器の調達、関係機関相互の連携、ヘリコプターによる搬送体制の整備、緊急輸送等、災害医療全体のコーディネート体制の運用を進める。また、災害拠点病院における対応や、被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。

なお、災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき実施する。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

今回
マニュアル
化する項目
(○印)

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
9.1 救急医療の コーディネー ト体制を整え る	救急医療調整チーム (保健福祉部医療調整班)	(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組織する 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る
	区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する
9.2 医療機関の 被害状況を把 握する	救急医療調整チーム (保健福祉部医療調整班)	9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する
	区本部 保健福祉部医療調整班	9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する 9.2.4 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する 9.2.5 災害拠点病院と連絡を取り合い、逐次状況把握を行う 9.2.6 被災を免れた医療機関にできるだけ患者受入れを要請する
9.3 救護班の派 遣調整を行う	救急医療調整チーム (保健福祉部医療調整班)	
9.4 拠点救護所 を設置する	本部長	9.4.1 本部は、指針に定めた候補地5箇所のうち、特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する準備を整える。
	本部長(保健福祉部長)	9.4.2 本部は、関係部に対し、拠点救護所開設予定場所の調査を指示する
	保健福祉部医療調整班	9.4.3 本部は、調査に基づき、拠点救護所を開設し、救急医療調整チームを派遣する 9.4.4 拠点救護所は、京都府、京都市、防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営する
9.5 救護班の広 域派遣要請を 行う	本部長(保健福祉部長)	9.5.1 京都府と連携し、医療ボランティアへの応援要請を実施する
	救急医療調整チーム (保健福祉部医療調整班)	9.5.2 本部長に対し、救護班の応援派遣を要請する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
9.6 応援救護班を受け入れる	本部長(保健福祉部長)	9.5.3 他の公共団体等に救護班の派遣を要請する
	本部長	9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する
	保健福祉部医療調整班、区本部	9.5.5 京都府知事に自衛隊の救護班の派遣を要請する
	保健福祉部(医療調整班、衛生班)、区本部	9.6.1 拠点救護所内に受入窓口を設置する
9.7 後方医療活動を行う	保健福祉部医療調整班、区本部	9.6.2 派遣計画を作成する
	保健福祉部医療調整班、区本部	9.6.3 宿泊施設、食料、飲料水の確保を図る
	保健福祉部(医療調整班、保健医療班)	9.6.4 医薬品、資器材等の配分調整体制を整備する
	保健福祉部(医療調整班、保健医療班)	9.6.5 救護班の派遣調整、受入れを行う
9.8 救急搬送を行う	災害拠点病院	9.6.6 車両の確保を行財政部に要請する
	各医療機関	(1) 災害拠点病院
		9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う
		9.7.2 他の医療機関に応援を要請する
9.9 医薬品等を調達する		9.7.3 救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する
		9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う
		(2) 他の医療機関
		9.7.5 入院患者、外来患者等の安全の確保に万全を期す
今後作成	保健福祉部医療調整班、消防部救急班	9.7.6 医療機関相互の協力を実施する
	消防部警防班(消防署)	9.7.7 災害拠点病院、三次医療機関等に必要な応援を要請する
	消防部通信指令班(指令担当)	(1) 一次搬送
	消防部調整班	9.8.1 災害拠点病院と一次搬送の調整を図る
今後作成	保健福祉部医療調整班	9.8.2 救急車により市内医療機関へ搬送する
	保健福祉部医療調整班、消防部(救急班、消防救助班(航空担当)、通信指令班(作戦担当))	9.8.3 軽傷者については最寄りの救護所や医療機関で応急手当を受けるよう指示する
	消防部(救急班、消防救助班(航空担当)、通信指令班(作戦担当))	9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する
	消防部調整班	(2) 二次搬送
今後作成	消防部市災害対策本部班	9.8.5 消防部・災害拠点病院と二次搬送の調整を図る
	消防部(消防救助班(航空担当)、通信指令班(作戦担当))	9.8.6 医療機関が所有する患者搬送車で搬送を指示する
		9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する
		9.8.8 京都市消防ヘリコプターで搬送する
今後作成		9.8.9 他都市等の応援を要請する
		9.8.10 本部長に対し必要な応援を要請する
		9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する
		(1) 備蓄医薬品等
今後作成	保健福祉部(医療調整班、衛生班)、区本部	9.9.1 備蓄医薬品を活用する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	保健福祉部（医療調整班、衛生班）	(2) 医薬品等の調達 9.9.2 事前に協力を依頼している医薬品卸売会社に調達を要請する 9.9.3 京都府、日本赤十字社、他自治体、厚生労働省に協力を要請する 9.9.4 災害時医薬品集積所を開設し、集積、配分調整を行う 9.9.5 災害時医薬品集積所での医薬品の取扱いを要請する (3) 医薬品等の搬送 9.9.6 状況に応じてバイク、自転車等の有効な活用を図る 9.9.7 消防部、自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する (4) 輸血用血液製剤の確保 9.9.8 京都府、日本赤十字社に供給の要請を行う

9.1 救急医療のコーディネート体制を整える

(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート

- 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組織する（保健福祉部医療調整班）
 本部が設置され、総合的な救急医療活動が必要な場合には、保健福祉部長（保健福祉部医療調整班）は、消防部長と連携して、救急医療の総合的なコーディネートを実施するために、本部内に救急医療調整チームを組織する。
- 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班）
 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は、「災害時医療・救護活動指針」に基づき、京都府や京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で、総合的な救急医療コーディネートを実施する。
- 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班）
 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は、必要に応じて関係機関の参加を求め、救急医療活動の調整を図る。

（救急医療調整チームの任務）

- ア 医療救護、保健、防疫等に関する市民への広報、相談窓口の調整
- イ 外部機関への応援要請、受入れの調整（医療ボランティアを含む。）
- ウ 後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請
- エ 応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況、開設状況等の把握を含む。）
- オ 救急車、ヘリコプター等による緊急輸送の調整
- カ 救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成、活動場所の調整など）
- キ 医薬品、資器材等の広域調達に関する調整
- ク 拠点救護所における情報収集、連絡調整

(2) 区本部の救急医療コーディネート

- 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する（区本部）
 区本部は、直接的な医療活動への従事は必要最小限で行うとともに、下記の活動を実施し、救急医療調整チームに状況の報告を逐次行う。

（区本部の任務）

- ア 人的被害（死者、負傷者等の発生状況）の情報収集、京都府救急医療情報システムの情報、地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により、管轄区域内の医療機関等の被害状況、避難所の開設状況や医療ニーズの把握
- イ 救護班の避難所への受入れ、活動環境の確保（ただし、救護班の派遣先が医療機関の場合は当該医療機関）
- ウ 医薬品、資器材等の調達配分に関する調整
- エ 医療救護、保健、防疫等に関する市民への相談、広報、広聴

1

1. 調査の目的	2. 調査の方法
3. 調査の結果	4. 調査の結論
5. 調査の意義	6. 調査の限界
7. 調査の今後の展望	8. 調査の参考文献

この調査は、
調査の目的は、
調査の方法は、
調査の結果は、
調査の結論は、
調査の意義は、
調査の限界は、
調査の今後の展望は、
調査の参考文献は、

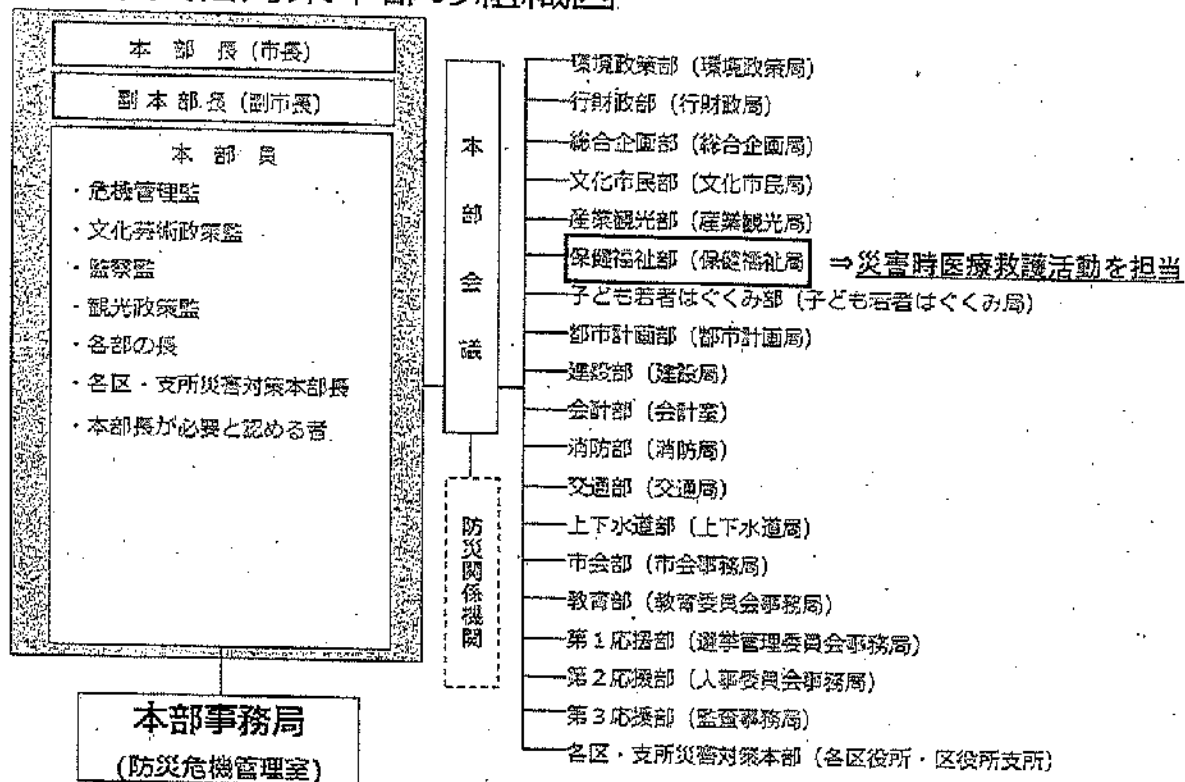
この調査は、
調査の目的は、
調査の方法は、
調査の結果は、
調査の結論は、
調査の意義は、
調査の限界は、
調査の今後の展望は、
調査の参考文献は、

この調査は、
調査の目的は、
調査の方法は、
調査の結果は、
調査の結論は、
調査の意義は、
調査の限界は、
調査の今後の展望は、
調査の参考文献は、

京都市における災害対策活動体制①

参考 2

○ 京都市災害対策本部の組織図



京都市における災害対策活動体制②

○ 区・支所災害対策本部の組織図

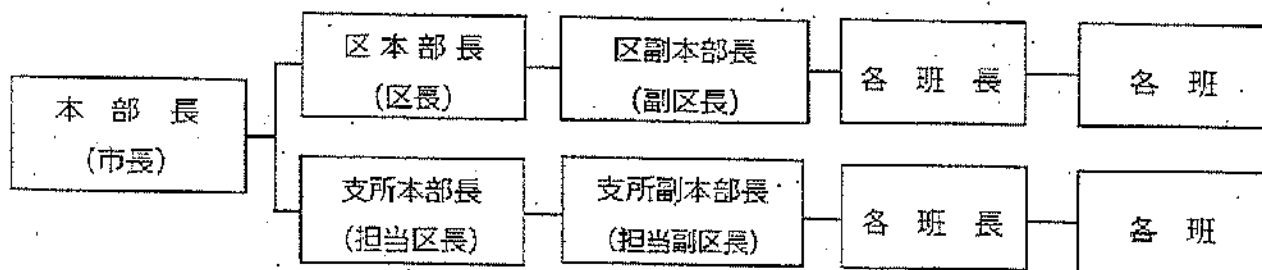


図1 国庫券の発行と回収の仕組み

図1 国庫券の発行と回収の仕組み

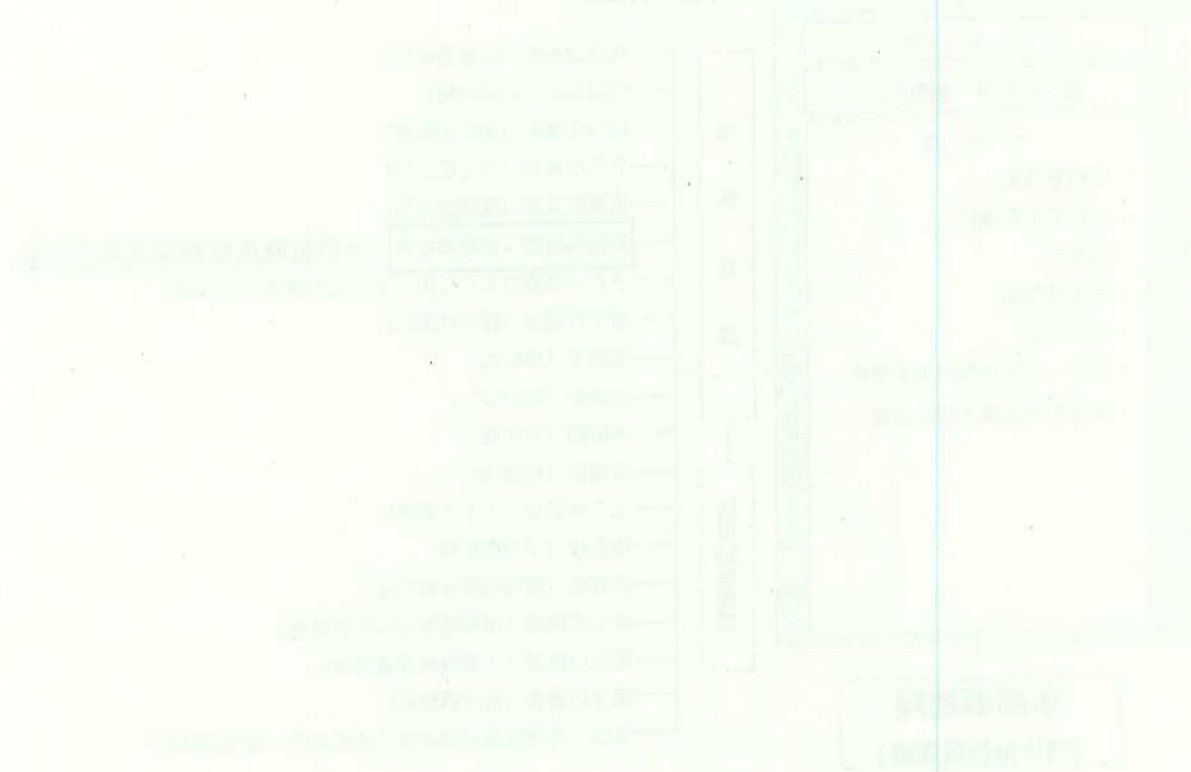


図2 国庫券の発行と回収の仕組み

図2 国庫券の発行と回収の仕組み



京都市 医療救護活動マニュアル
(震災対策編)

令和元年 7 月（第一版）

保 健 福 祉 局

健康長寿企画課

医 務 衛 生 課

＜第一版の作成にあたって＞

大規模災害時には、様々な関係機関・団体と連携し、支援を受けながら医療救護活動を行う必要があります。

こうした活動を円滑に実施するため、京都市地域防災計画 震災対策編 第3章第9節に定める医療救護活動の基本的な具体的活動手順をまとめるかたちで、本マニュアルを策定しました。

万一の災害発生時には、このマニュアルを基本として様々な関係機関・団体が連携した効果的な医療救護活動に取り組むこととします。一方、被害状況等によっては、本マニュアルを基本としつつも臨機応変な対応が求められる場合があることにも留意が必要です。

今後、本マニュアルは、訓練への活用や関係機関・団体等との協議を通じて、実際に災害が発生した際に人的被害を少しでも軽減できる、実践に役立つものとなるよう、随時、更新をしていきます。

＜目次＞

1	区・支所災害対策本部 保健福祉班 医療救護活動マニュアル	P 1
①	医療機関の被害状況把握	
②	医療ニーズの把握	
③	DMA T, JMA T等救護班の派遣	
④	避難所における救護スペース・救護所の設置	
2	市保健福祉局救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（初動編）	P 9
3	市保健福祉局救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（活動編）	P 17

1 区・支所災害対策本部 保健福祉班 医療救護活動マニュアル

※ 区・支所災害対策本部保健福祉班の活動は、区・支所災害対策本部の活動の一部です。

区・支所災害対策本部保健福祉班が、市救急医療調整班と連携を図るうえで、区・支所災害対策本部の窓口について、指揮命令の輻輳を避けるため、区・支所災害対策本部内の役割分担により、総括班等を窓口とする、あるいは保健福祉班を窓口として、区・災害対策本部内で情報共有を図ります。

①医療機関の被害状況把握

【発生～72時間】

<考え方>

区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救急医療の体制確保のため、病院（京都府が確認する災害拠点病院を除く。）及び透析医療機関（以下「病院等」という。）の被害状況を把握する。

※ 大規模災害時は、市救急医療調整班、DMAT活動拠点本部（基本は災害拠点病院に設置される）に参集するDMAT等と連携して被害状況を把握する。

市救急医療調整班は、DMAT活動拠点本部にリエゾンを派遣し、DMAT活動拠点本部から被害状況の確認依頼があった病院等について、区・支所災害対策本部とともに被害状況を把握する。

※ 特に被害が甚大な場合等、必要に応じて京都府災害医療コーディネーター（別添参考資料を参照）を区・支所災害対策本部（保健福祉班）に派遣することを検討する。

※ 市救急医療調整班は、府医師会、私立病院協会、府病院協会と連携し、被害状況等の把握、情報共有を行い、病院の開院情報を市民に公開する。

<活動内容>

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班（健康長寿企画課、医務衛生課）医療係から、病院（災害拠点病院を除く。）及び透析医療機関のうち、EMISに被害状況等が入力されておらず、DMATが被害状況を把握できない病院及び透析医療機関の連絡を受ける。

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班の連絡を受けて、「区・支所病院・透析医療機関リスト」（様式1）に未入力医療機関をチェックし、未入力医療機関を確認する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、参集している職員のうち、未入力医療機関の被害状況把握に従事できる人員を確保する。

人員を確保できない、または不足する場合は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は市救急医療調整班医療係に人員派遣を要請し、派遣を受けて体制を確保する。

- （電話若しくはメールが利用可能な場合）

区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、「区・支所病院・透析医療機関リスト」の未入力医療機関に連絡をとり、E M I S への入力を依頼する。

病院等において、E M I S の入力が困難な場合は、病院等から情報を聞き取り、区・支所災害対策本部（保健福祉班）がE M I S の代行入力を行う。

（電話若しくはメールが利用不可な場合）

区・支所災害対策本部（保健福祉班）が、現地までの道路状況等の安全を確認のうえ、現地に行き、「病院・診療所等被害状況報告書」（様式2）に基づき情報を聞き取り、必要に応じてE M I S の代行入力をする。

- 市救急医療調整班、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、病院等の被害状況をE M I S により確認し、情報共有する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市民や医療機関から救護要請があった場合は、市救急医療調整班の連絡先を案内する。

【7 2 時間～】

<考え方>

区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、診療所の被害状況を地区医師会と連携して把握する。（※「7 2 時間～」としているが、発災直後から診療所からの報告は随時受けていく。）

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、診療所から送付される「病院・診療所等被害状況報告書」を「診療可能」、「診療不可」に仕分けする。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、このうち、各避難所での活動にご協力いただける診療所（あらかじめ協力依頼を行い、同意いただいている場合に限る。）の避難所における活動の可否を確認する。

(ポイント:災害時に備えた地区医師会との平時からの連携体制の構築)

区・支所災害対策本部(保健福祉班)は、平時から地区医師会と協議し、災害時の避難所での活動(アセスメント、救護活動等)について、災害時に可能な範囲においてご協力いただけるよう、関係の構築に努めます。

また、平時からあらかじめ担当する避難所を決めるなど、いざという時の活動の準備をしておくにより効果的です。

□ 区・支所災害対策本部(保健福祉班)は、「区・支所診療所リスト」(様式3)に「診察可」、「休診」、「未確認」の区分を入力し、区災害対策本部(保健福祉班)から市救急医療調整班に送付(基本は1日1回)する。

※ 市救急医療調整班は、府医師会、私立病院協会、府病院協会、京都府と情報共有、調整のうえ、診療所の開院情報を市民に公開する。

【8日目～】

□ 区・支所災害対策本部(保健福祉班)は、報告書が未送付の診療所について、電話若しくはメール等により状況確認する。

※ 基本的には、報告書が送付された範囲で被害状況を把握する。

□ 区・支所災害対策本部(保健福祉班)は、把握した情報に基づき「区・支所診療所リスト」を更新し、市救急医療調整班に送付(基本は1日1回)する。

②医療ニーズの把握

＜活動内容＞

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、各避難所（一般・福祉）に設置する健康相談窓口や、巡回健康相談・健康調査を通じて、避難所（一般・福祉）の生活衛生環境、避難住民の健康状態を把握し、全国共通様式の「避難所情報 日報」、「避難所避難者の状況 日報」、「健康相談票」にまとめる。

※ 上記に加えて、DMA T、JMA T等救護班が派遣される場合、DMA T、JMA T等救護班が作成する、J S P E E D（災害診療記録及び災害時診療概況報告システム）のデータが活用できる。

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）において、避難所（一般・福祉）の状況を「避難所状況（一般・福祉）一覧」（様式4）にまとめる。

※ 避難所（一般・福祉）の医療ニーズの把握については、保健活動や要配慮者の避難支援活動などの災害時の活動と一体的に実施する。

③DMA T， JMA T等救護班の派遣

＜活動内容＞

（要請）

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、「避難所（一般・福祉）状況一覧」に基づき避難所（一般・福祉）を評価し，DMA T， JMA T等救護班（以下「救護班等」という。）派遣の必要性を検討する。

※ 災害の規模によっては京都府災害医療コーディネーターを区・支所災害対策本部（保健福祉班）に派遣することも検討する。

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は，市救急医療調整班連絡・記録係に救護班等の派遣要請をする。

※ 発生～72時間は「DMA T」派遣，72時間～7日は「JMA T等救護班」の派遣が基本となる。

□ 避難所（一般・福祉）で地区医師会に活動いただける場合，区・支所災害対策本部（保健福祉班）は，地区医師会に活動依頼（※1，2）を行う。

※1 JMA T京都として活動していただく。

※2 災害の状況により，区・支所災害対策本部（保健福祉班）から地区医師会へのJMA T京都への派遣依頼は，全市分を市救急医療調整班で取りまとめ，府医師会へ依頼する（依頼ルートを一本化する）場合がある。

(受入)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等の派遣があれば、当該救護班に活動する避難所（一般・福祉）の指示を行う。
- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等の活動中は、「救護班等活動状況一覧」（様式5）により、派遣活動等を把握するとともに、「救護班等活動状況一覧」を市救急医療調整班に送付する（基本は1日1回）。
- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等に事故があった場合は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）から直ちに市救急医療調整班連絡・記録係に連絡し、対応について指示を受ける。

(継続派遣要請)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、避難所（一般・福祉）の状況から、救護班等の派遣を継続する必要がある場合は、市救急医療調整班連絡・記録係に救護班等の継続派遣を要請する。
- ※ 継続派遣要請は、派遣期間の終了時に行うのではなく、派遣中の状況把握を通じて、派遣期間終了前のできる限り早い段階に行うように努める。

(市民等からの要請)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市民等から救護要請があった場合は、市救急医療調整班連絡・記録係の連絡先を案内する。

④避難所における救護スペース・救護所の設置

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、避難所（一般・福祉）に体調不良者がいる場合、救護活動を行うための救護スペースを設ける。

- 被災直後等、区・支所管内で甚大な被害があり、病院等に対応しきれないなど地域で医療救護活動を行う必要が発生した場合、市救急医療調整班が、区・支所災害対策本部（保健福祉班）、京都市災害対策本部、京都府保健医療福祉調整本部と協議を行い、避難所（一般・福祉）に救護所を設置する。
救護所へのDMA Tの派遣など体制の確保や必要な資器材等の確保など救護所の運営は、市救急医療調整班（現地の運営はDMA Tに依頼）が行う。

⑤必要な医薬品・資器材の把握・調達要請

<活動内容>

- ☐ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、前項①～④の活動のなかで、避難所（一般・福祉）、医療機関等から医薬品・資器材の要求があった場合は、内容を聞き取る。
- ☐ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から市救急医療調整班連絡・記録係に連絡し、医薬品・資器材の調達業務を引き継ぐ。

2 市救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（初動編）

<初動～市救急医療調整班立ち上げ>

1 京都市救急医療調整班の立ち上げ着手を京都府，京都府医師会， 京都私立病院協会，京都府病院協会と確認

<基本は市救急医療調整班 班長，副班長，統括係が実施>

- ☐ 被害情報の収集
- ☐ 保健福祉局災害対策本部救急医療調整班の設置基準（設置基準は別途設定）に該当するか確認
保健福祉局災害対策本部（保健福祉総務課）に連絡し，設置開始を確認。
保健所長，健康長寿のまち・京都推進担当局長に設置連絡を入れる。
※ 京都市域で震度 6 弱以上の地震が発生した時は，自動的に立ち上げ。
- ☐ 京都府（災害対策本部保健医療福祉調整本部），京都府医師会（京都府医師会災害対策本部），京都私立病院協会，京都府病院協会に市救急医療調整班の立ち上げ着手を連絡・確認
- ☐ 上記，京都府保健医療福祉調整本部への連絡時には，DMA T活動拠点本部の設置場所を確認し，京都市救急医療調整班からDMA T活動拠点本部にリエゾンを派遣する。
- ☐ 班長，副班長，統括係が市救急医療調整班職員の参集連絡を開始
- ☐ 京都府へ京都府災害医療コーディネーターの参集依頼
 - 府コーディネーターは，市救急医療調整班に参集する。

⇒ 京都府（京都府災害対策本部保健医療福祉調整本部）・京都府医師会（京都府医師会災害対策本部）・京都私立病院協会・京都府病院協会・京都市「医療救護関係機関コンタクトリスト」（資料①）

2 京都市救急医療調整班の設営（活動場所への参集等）

- ☐ 京都市救急医療調整班：京都朝日ビル4階 健康長寿企画課執務室
- ※ 新庁舎では，保健医療福祉調整本部（庶務班，要配慮者支援班，救急医療調整班，保健班，衛生班で構成）スペースを確保するよう要調整

3 参集職員の確認と役割分担

- ☐ 参集できる職員の確認
- ⇒ 京都市救急医療調整班役割分担（資料②）

<参集した職員から以下の作業を実施>

- ☐ 電源，インターネット接続の確認
- ☐ 通信手段の確保（防災無線の確認，災害優先電話の確認，衛生通信電話の設営）
- ☐ 救急医療調整班のレイアウト配置
- ⇒ 救急医療調整班レイアウト（資料③）
- ☐ 必要器材の確保・配置，市救急医療班の組織図・電話番号の掲示
- ⇒ 机，パソコン，筆記用具，ホワイトボード，コピー機など必要資器材一覧（資料④）
- ☐ 参集した人員の係割り（下記①から順に割り振り，順次活動を開始する。）
 - ①統括係（2人） ②連絡・記録係（3人）
 - ③情報整理係（2人） ④医療係（2人）
 - ⑤府本部リエゾン（2人） ⑥DMAT活動拠点本部リエゾン（2人）
 - ⑦避難所・福祉施設係 ⑧医薬品・資器材調達係※上記①～⑥の括弧人数は，立ち上げ時に優先確保する最低人数
- ☐ あらかじめ割り振られた担当（「正担当」という。）に関わらず，上記の優先順位に従い割り当てられた担当の業務を開始する。
正担当が到着すれば，交代し優先順位に従い別の業務を開始する。

4 各区・支所災害対策本部（保健福祉班）と連絡体制の確保

- 市救急医療調整班が、各区・支所災害対策本部（保健福祉班）に連絡し、市救急医療調整班が設置したことを連絡する。

① 医療救護関係機関コンタクトリスト

機 関	電話／F A X メールアドレス 防災無線等
京都府保健医療福祉調整本部	電話： / FAX :
京都府医療課	電話:075-414-4743 / FAX : 075-414-4752
京都府医師会	電話:075-354-6101 / FAX : 075-354-6074
京都私立病院協会	電話:075-354-8838 / FAX : 075-354-8802
京都府病院協会	電話: 075-354-6072 / FAX : 075-354-6074

京都市救急医療調整班 (健康長寿企画課)	電話:075-222-3411 / FAX : 075-222-3416 kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp
京都市保健福祉局災害対策本部 (保健福祉総務課)	電話:075-222-3366 / FAX : 075-222-3386
京都市防災危機管理室	電話:075-212-6792 / FAX : 075-212-6790
京都市消防局	電話:075-212-6625 / FAX : 075-251-0062

機 関	電話／FAX メールアドレス 防災無線等
北区役所災害対策本部	電話：075-432-1199／FAX：075-432-0388
上京区役所災害対策本部	電話：075-441-5029／FAX：075-432-0566
左京区役所災害対策本部	電話：075-702-1021／FAX：075-702-1301
中京区役所災害対策本部	電話：075-812-2421／FAX：075-812-0408
東山区役所災害対策本部	電話：075-561-9105／FAX：075-541-9104
山科区役所災害対策本部	電話：075-592-3066／FAX：075-502-1639
下京区役所災害対策本部	電話：075-371-7164／FAX：075-351-4439
南区役所災害対策本部	電話：075-681-3439／FAX：075-681-5513
右京区役所災害対策本部	電話：075-861-1784／FAX：075-872-5048
西京区役所災害対策本部	電話：075-381-7157／FAX：075-381-6135
洛西支所災害対策本部	電話：075-332-9185／FAX：075-332-8188
伏見区役所災害対策本部	電話：075-611-1295／FAX：075-611-4716
深草支所災害対策本部	電話：075-642-3125／FAX：075-643-7719
醍醐支所災害対策本部	電話 075-571-6105／FAX：075-573-1505

② 京都市救急医療調整班 役割分担

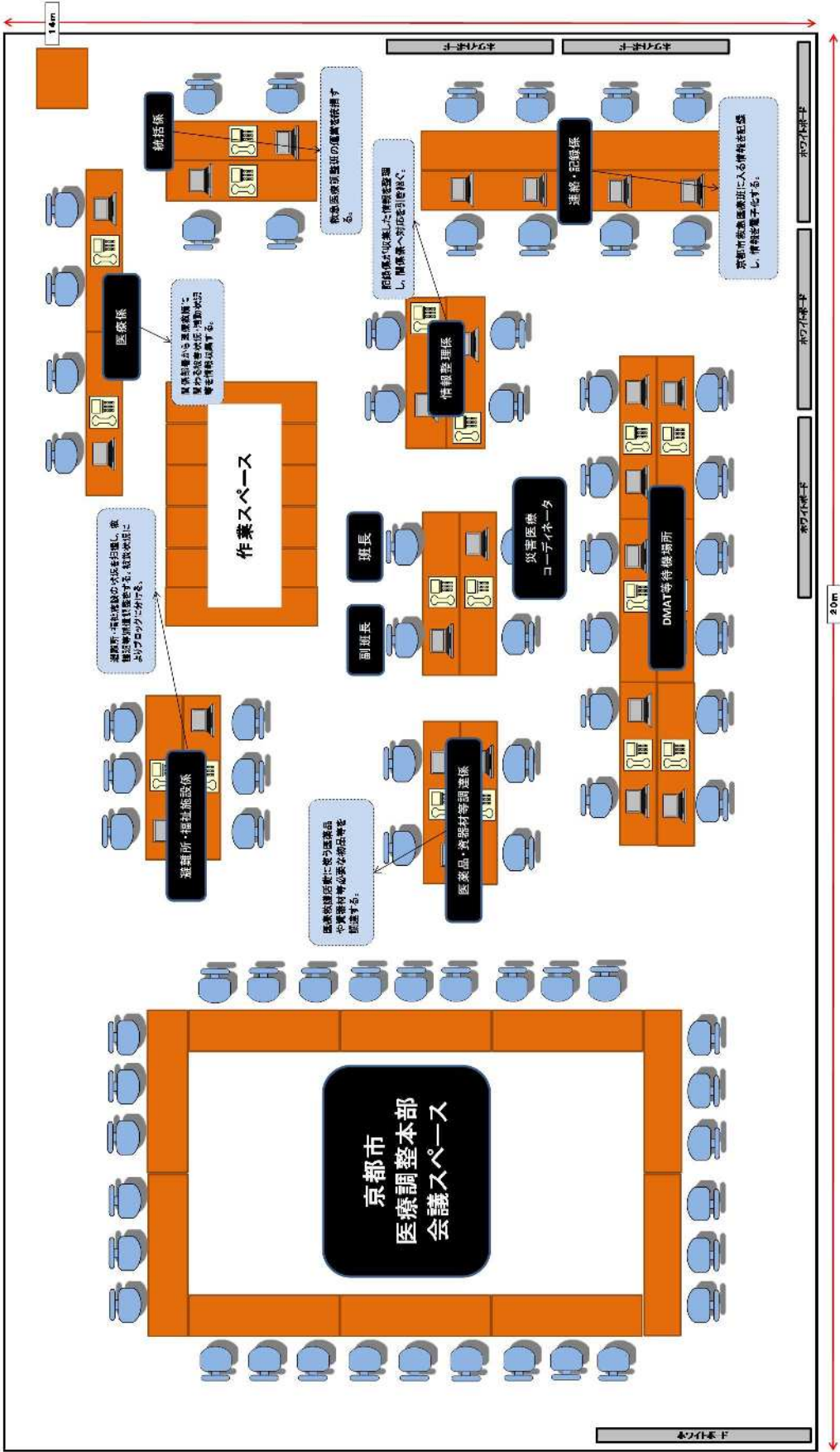
係名	業務内容	人 数	割り当て
班長	班統括	1	健康長寿企画課長
副班長	班長の補佐	1	医務衛生課医務担当課長
災害医療コーディネーター	救急搬送調整，救護班等派遣に係る助言，その他班運営全般に係る助言（医療係，避難所・福祉施設係に配置）	1 4	府から派遣
統 括 係	救急医療調整班の運営を統括する。	3 + α	事務課長級 1，企画SV，調査SV，応援
府リエゾン	京都府保健医療福祉調整本部に派遣し，府市の円滑な情報共有を図る。	2	
DMAT活動拠点本部 リエゾン	DMAT活動拠点本部に派遣し，同本部と市の円滑な情報共有を図る。	2 + α	
連絡・記録係	救急医療調整班に入る情報を記録する。	5 + α	企画調査 3 医衛 SV2，応援
情報整理係	連絡・記録係が収集した情報を整理し，担当係へ対応を引き継ぐ。	2 + α	企画調査 2，応援
医療係	関係部署から医療救護に関わる被害状況・活動状況等を情報収集する。	2 + α	健長まち推進 2 (SV1 含む)，応援 * 健長医師 3, 歯科医師 1 (避難所・福祉施設係兼務)
避難所・福祉施設係	避難所・福祉施設の状況を把握し，救護班等派遣調整をする。 ※被災状況によりブロックに分ける	4 + α	健長一事務 2，応援 * 健長医師 3, 歯科医師 1 (兼務)
医薬品・資器材等調達係	医療救護活動に使う医薬品や資器材等必要な物品等を調達する。	2 + α	健長一事務 2 (SV1 含む)，応援

※地域支援担当は，災ボラ活動に従事

※地域包括ケア推進担当及び介護予防担当は，所管施設の対応に従事

※保健師，管理栄養士，歯科衛生士は，保健班活動に従事

③ 京都市救急医療調整班レイアウト



④ 必要資器材一覧

No	品名	数量	備考
1	長机	38 台	予備2台
2	椅子	90 脚	予備4脚
3	電話機	20 台	予備2台
4	ノートパソコン	25 台	
5	電源タップ	15 個	8口タップ
6	LANケーブル	30 本	予備5本
7	組織図	1 部	
8	全市地図	1 枚	
9	各区防災マップ	12 枚	A3パウチしたもの
10	情報把握用テレビ	1 台	
11	テレビ線	1 本	
12	携帯ラジオ	2 台	
13	デジタルカメラ	2 台	現場撮影用
14	懐中電灯	10 台	
15	防災無線	1 機	
16	衛星電話	2 台	
17	ビブス	50 着	班長2, 副班長2, 災害医療 コーディネーター2, 統括6, 連絡・記録10, 情報整理 4, 医療4, 避難所・福祉施 設8, 医薬品・資器材等調 達4, 予備8
18	どこでもシート	2 箱	クロノロ用シート50枚分
19	ホワイトボードマーカー	40 本	黒及び赤20本ずつ

3 市救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（活動編）

超急性期・急性期（発生～72時間）

統括係

【役割】 救急医療調整班の運営を統括する。

- ☐ 京都市救急医療調整班が活動を開始することを関係部署に連絡する。
当方の電話番号等及び所在地を伝え、関係部署との連絡体制を確保する。
(関係部署)
 - 京都府災害対策本部保健医療福祉調整本部
 - 京都府医師会，京都私立病院協会，京都府病院協会
 - 京都市災害対策本部
 - ・ 保健福祉局災害対策本部
 - ・ 防災危機管理室
 - ・ 消防局
 - 各区・支所災害対策本部（保健福祉班）
- ☐ 京都市災害対策本部（保健福祉局保健福祉総務課，防災危機管理室，消防局）から被災情報を収集する。
 - ライフライン状況
 - 道路・交通機関状況
 - 通信手段の確保状況
 - 福祉施設の状況
 - 避難所（一般・福祉）の状況
 - ガソリンスタンド等燃料確保の状況
- ☐ 医療係を通じて区・支所災害対策本部（保健福祉班）から，区・支所において医療機関の被害状況を把握する人員の確保が困難との連絡を受けた場合は，統括係は，保健福祉局保健福祉総務課に人員確保を要請し，該当区・支所へ派遣する。
- ☐ 情報整理係から依頼される，各係（医療係，避難所・福祉施設係，医薬品・資器材等調達係）の担当する以外の情報について，関係部署を確認し，対応を引き継ぐ。

- ☐ ミーティング等で確認した，活動方針を掲示し，共有する。
- ☐ 各班の活動状況を把握する。
- ☐ ミーティングを取り仕切る。

連絡・記録係

【役割】京都市救急医療調整班に入る情報を記録し、情報を共有する。

京都市救急医療調整班の代表連絡窓口。

- ・ 地域災害拠点病院はじめ市内病院の連絡窓口
- ・ 京都府，京都府医師会，京都私立病院協会，京都府病院協会など
関係機関・団体の連絡窓口

電話等担当，クロノロ担当，入力担当に分かれて活動する。

- ☐ 電話等担当者※は，受電内容を専用の記録用紙に記録し，クロノロ担当に渡す。

※通信手段（電話，メール等）別に担当者を決める。

- ☐ クロノロ（※）担当は，記録用紙をもとにホワイトボード若しくはライティングシートに記録し，入力担当に渡す。

※ クロノロジーの略：情報を時系列で並べたもの

- ☐ 入力担当は，パソコンに内容を記録し，記録用紙を情報整理係へ渡す。

※対応が必要なものについては，印をつけて履行確認ができるようにする。

（参考：クロノロジー記入例）

時間	発	受	内容	対応
9:14	北区	連絡	避難所避難者に負傷者多数。救護班5班の派遣を要請。	済

情報整理係

【役割】 連絡・記録係が収集した情報を整理し、担当係へ対応を引き継ぐ。

□ 記録用紙を連絡・記録係から引き継ぎ、情報を仕分けて、関係係へ回付し、対応を引き継ぐ。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ○ 医療機関の被害等情報 | ⇒医療係へ |
| ○ 避難所・福祉施設への救護班派遣要請 | ⇒避難所・福祉施設係各班へ |
| ○ 医薬品・資器材等物品の調達依頼 | ⇒医薬品・資器材等調達係 |
| ○ その他 | ⇒統括係へ |

※ 各係は、対応が終われば、記録用紙を情報整理係に回付する。

※ 情報整理係は、対応が済んだ案件については、クロノロに「済」をつける。

※ 情報整理係は、定期的にクロノロを確認し、対応が漏れているものがないかチェックする。

医療係

【役割】医療機関の被害等情報の把握，救護班派遣の管理をする。

※ 医療機関への患者の受入れ，搬送や付随する調整は，DMAT等と協力して実施する。

<病院等の被害状況把握と復旧支援>

〔発生～72時間〕

☐ DMATが行う病院等の被害状況の確認活動を把握する。

DMATから病院等の被害状況把握の依頼があった場合は，区・支所災害対策本部に連絡し，被害状況の把握を依頼する。

※ 病院等の被害状況把握は，EMISで行う。

〔72時間～〕

☐ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から診療所の診療可・休診の診察状況，被害状況を集約する。

☐ 医療機関の診察可・休診情報を公開する。

<DMAT，JMAT等救護班の活動状況把握>

☐ 京都府保健医療福祉調整本部の市リエゾン，DMAT活動拠点本部の市リエゾンからDMAT，JMAT等救護班（以下「救護班等」という。）の派遣状況を把握し，市救急医療調整班内で情報を共有する。

<救護班等の派遣調整>

☐ 避難所・福祉施設係からの連絡を受けて，救護班等の派遣要請状況を把握する。

（避難所・福祉施設係と合同）〔派遣調整は，避難所・福祉施設係〕

☐ 下記の情報を，京都府災害医療コーディネーター，活動拠点本部DMAT，避難所・福祉施設係と協議し，派遣する区・支所（避難所・福祉施設）を決める。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）、福祉施設所管課からの避難所（一般・福祉）、福祉施設の情報（避難所の生活衛生環境、避難者の健康状態、救護班等の派遣要請状況など）
（活用する基本情報）
 - ・各区・支所から送付される「避難所（一般・福祉）状況一覧」
 - 全国共通様式「避難所情報日報」、「避難所避難者の状況日報」の情報
 - ・ J S P E E D の災害診療記録情報
- ※ 救護班等派遣先の割り振りにあたり優先度が高い避難所・福祉施設に派遣できるよう全市状況の把握に努める。
- 京都府保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部、京都府医師会に救護班等の派遣要請を行う。
- ※ 京都府保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部、京都府医師会から市域の避難所・福祉施設で活動できるDMA T等救護班が、割り当てられ次第、以下の作業をする。
- 派遣される救護班等の情報を確認する。
（確認事項）
 - 派遣元所属、人数、職種、所有する医薬品・資器材、派遣期間、搬送用車両（移動手段）の有無
- 該当区・支所災害対策本部（保健福祉班）、福祉施設所管課に救護班等を派遣することを伝える。
（連絡事項）
 - 派遣元所属、人数、職種、所有する医薬品・資器材、派遣期間、搬送用車両（移動手段）の有無
- 派遣中も医療係において、救護班等の活動状況等を把握し、期間終了までに継続派遣の必要性を区・支所災害対策本部（保健福祉班）に確認する。
- ※ 区・支所災害対策本部においては、救護班等の活動状況を把握するとともに、当該避難所・福祉施設の状況を把握し、延長の必要があれば、市救急医療班連絡・記録係に救護班等の継続派遣を要請する。

※ 区・支所災害対策本部において、継続派遣要請は、派遣期間の終了時に行うのではなく、派遣中の状況把握を通じて、派遣期間終了前のできる限り早めに行うよう努める。

- 京都府医師会，京都私立病院協会，京都府病院協会との情報交換
 - 本市災害対策本部の活動状況，府医師会，私立病院協会，府病院協会の活動状況の情報共有
 - 病院・診療所の被害状況確認
 - 地区医師会の避難所での活動状況

<救護所の設置>

(避難所・福祉施設係と合同)〔派遣先調整は，避難所・福祉施設係〕

- DMA T活動本部及び京都府保健医療福祉調整本部に派遣した市リエゾンや京都府医師会，京都私立病院協会，京都府病院協会からの情報から，病院等において傷病者に対応しきれないなどの状況が生じた場合は，区・支所災害対策本部（保健福祉班），京都市災害対策本部，京都府保健医療福祉調整本部と協議を行い，避難所（一般・福祉）への救護所の設置の必要性を検討する。
- 救護所の設置が必要と判断された場合は，避難所・福祉施設係と連携し，設置対象区・支所災害対策本部（保健福祉班）と協議のうえ，設置する避難所（一般・福祉）を決定する。
- 京都府保健医療福祉調整本部に，救護所を運営するDMA Tの派遣依頼を行う。
- 派遣される救護班等の情報を確認する。
(確認事項)
 - 派遣元所属，人数，職種，所有する医薬品・資器材，派遣期間，搬送用車両（移動手段）の有無
- 救護所開設を公表する。
- 市救急医療調整班医療係は，救護所で活動するDMA Tの活動状況を直接DMA Tに連絡を取って把握し，救護所の開設継続の必要性を判断する。必要性の検討に当たっては，区・支所災害対策本部（保健福祉班），京都市災害対策本部，京都府保健医療福祉調整本部と十分に意見交換を行う。

- 救護所設置の必要性がなくなつたと認められる場合，市救急医療調整班医療係は，区・支所災害対策本部（保健福祉班），京都市災害対策本部，京都府保健医療福祉調整本部に連絡のうえ，救護所を閉鎖する。

避難所・福祉施設係

【役割】避難所・福祉施設の状況を把握・分析し、救護班の派遣先調整をする。

<避難所（一般・福祉）担当>

- ☐ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から避難所（一般・福祉）の生活衛生環境、避難者の健康状態について情報を把握する。
- ☐ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から救護班等の派遣要請を受ける。
（確認内容）
 - ☐ 派遣する避難所の名称・場所
 - ☐ 当該避難所の情報（「避難所情報 日報」, 「避難所避難者の状況 日報」の記載事項）

<福祉施設担当>

- ☐ 福祉施設の被害状況を要配慮者支援班（介護ケア推進課, 障害保健福祉推進室）から情報を把握する。
- ☐ 保健福祉局所管課から救護班等の派遣要請を受ける。

※ 避難所（一般・福祉）担当, 福祉施設担当は, 被害の規模・場所, DMAT活動拠点本部の設置状況に応じて, 市内を複数のブロックに分けて対応する。

<救護班等の派遣調整>

（医療係と合同）〔派遣管理は, 医療係〕

- ☐ 下記の情報を, 京都府災害医療コーディネーター, 活動拠点本部DMAT, 医療係と協議し, 派遣する区・支所（避難所・福祉施設）を決める。
 - 区・支所災害対策本部（保健福祉班）, 福祉施設所管課からの避難所（一般・福祉）, 福祉施設の情報（避難所の生活衛生環境, 避難者の健康状態, 救護班等の派遣要請状況など）
（活用する基本情報）
 - ・各区・支所から送付される「避難所（一般・福祉）状況一覧」
全国共通様式「避難所情報日報」, 「避難所避難者の状況日報」の情報
 - ・J S P E E Dの災害診療記録情報

※ 救護班等派遣先の割り振りにあたり優先度が高い避難所・福祉施設に派遣できるよう全市状況の把握に努める。

□ 避難所（一般・福祉）及び福祉施設の情報を京都府保健医療福祉調整本部，DMA T活動拠点本部へ報告する。（頻度等は要調整）

□ 医療係が把握する，京都府保健医療福祉調整本部の本市リエゾン，DMA T活動拠点本部からのDMA T等の派遣情報を共有する。

<救護所の設置>

（医療係と合同）〔派遣管理は，医療係〕

□ 医療係において救護所の設置が必要と判断された場合は，医療係と連携し，設置対象区・支所災害対策本部（保健福祉班）と協議のうえ，設置する避難所（一般・福祉）を決定する。

医薬品・資器材等調達（ロジスティクス）係

【役割】 医療救護活動に使う医薬品や資器材等必要な物品等を調達する。

（別途作成）

ミーティングの開催

- ☐ 毎日、１０：００と１７：００にミーティングを開催し、活動状況の情報共有と今後の活動方針の確認を行う。
上記のほか必要に応じて適宜ミーティングを開催する。
- ☐ ミーティング内容を京都府保健医療福祉調整本部、京都市災害対策本部に報告する。

北区の病院一覧

様式1

施設名称	開設者名	管理者氏名	所在地	診療科目	一般病床数	療養型病床数	精神病床数	結核病床数	感染症	総病床数	電話番号	備考
医療法人浜田会洛北病院	医療法人浜田会	水嶋 秀	京都市北区上賀茂神山6	内科 循環内 消化内 リハ		138				138	075-701-0151	
医療法人愛智会京都北野病院	医療法人愛智会京都北野病院	土居 徹	京都市北区大將軍東鷹司町86	内科 神経内 リハ 放射線科		60				60	075-462-3611	
医療法人明生会賀茂病院	医療法人明生会	藤澤 明生	京都市北区紫竹東栗栖町43	内科 透析内 外科 ひ尿 眼科 放射線科	34	25				59	075-493-3330	
北山武田病院	医療法人財団康生会	橋本 恵	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町99	内科 循環内 消化内 整形 形成 皮膚科 美容皮 齒科 小児歯 矯正 口腔	68					68	075-721-1612	臨床研修指定病院
京都警察病院	警察共済組合京都府支部	菅田 芳孝	京都市北区小山上総町14	内科 消化内 神経内 外科 消化外 整形 婦人 リハ 放射線科 麻酔	100					100	491-8559	
一般財団法人薬師山病院	一般財団法人薬師山病院	河野 能士	京都市北区大宮薬師山西町15	内科 緩和ケア内科	70					70	075-492-1230	
社会福祉法人京都博愛会富田病院	社会福祉法人京都博愛会	上田 俊二	京都市北区小山下内河原町56番地	内科 循環内 消化内 神経内 外科 整形 精神 小児科 皮膚科 婦人眼科 リハ 放射線科	99					99	075-491-3241	
社会福祉法人京都博愛会病院	社会福祉法人京都博愛会	金 盛彦	京都市北区上賀茂ケシ山1	内科 呼吸内 循環内 消化内 神経内 外科 呼吸外 消化外 肛門外 整形 精神 皮膚科 ひ尿 眼科 耳鼻 リハ 放射線科 齒科	154	50	186			390	075-781-1131	
社会福祉法人聖ヨゼフ会肢体不自由児・重症心身障害児施設 聖ヨゼフ医療福祉センター	社会福祉法人聖ヨゼフ会	太田 茂	京都市北区北野東紅梅町6	整形 小児科 リハ	81	44				125	075-462-7621	
独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	独立行政法人地域医療機能推進機構	島崎 千尋	京都市北区小山下総町27	内科 呼吸内 循環内 消化内 血液内 糖尿内 外科 呼吸外 消化外 乳腺外 肛門外 整形 リウ 小児科 皮膚科 ひ尿 産婦 眼科 耳鼻 リハ 放射線科 口腔 麻酔 血管外科 肝臓内科	300					300	075-441-6101	救急指定 臨床研修指定病院

(様式2)

報告日時

年 月 日 ()

病院・診療所等被害状況報告書
(京都市様式)

区

記載者(所属・職名)

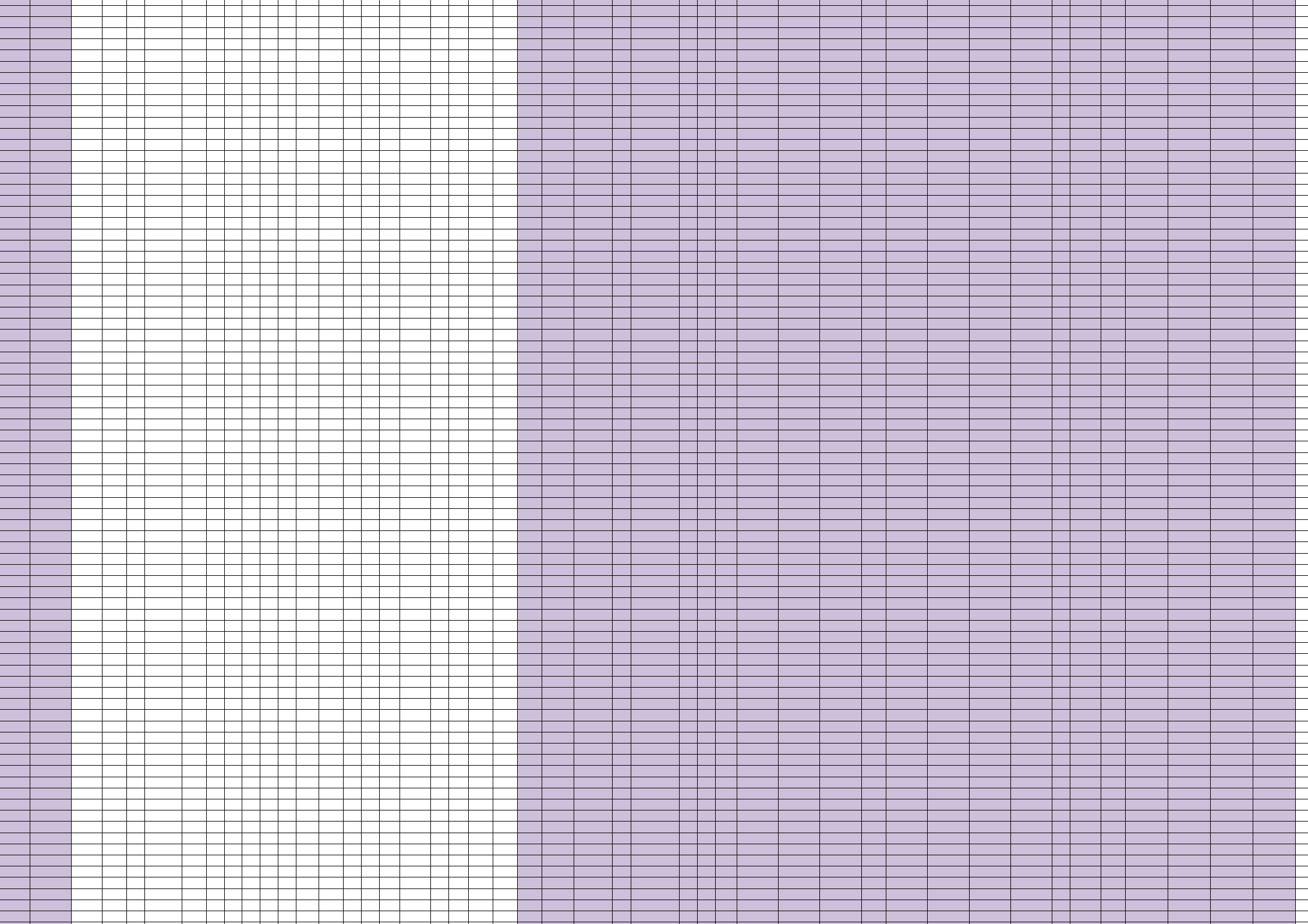
医療機関名		病院 ・ 診療所	
支援要否		☐ 要	☐ 否
緊急入力項目	施設の倒壊, または倒壊の恐れ	入院病棟 ☐ 有 ☐ 無	救急外来 ☐ 有 ☐ 無
		一般外来 ☐ 有 ☐ 無	手術室 ☐ 有 ☐ 無
	電気の使用状況	☐ 停電中 ☐ 発電機使用中 ☐ 正常 (残り(発電機使用中の場合) ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上)	
	水道の使用状況	☐ なし ☐ あり ☐ 不明 ☐ 配管破損有無 (残り(貯水・給水対応中の場合) ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上) ☐ 有 ☐ 無	
	医療ガスの不足	☐ 不足 ☐ 充足 ☐ 不明 (残り(供給の見込みなし対応中の場合) ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上)	
	食糧の使用状況	☐ 枯渇 ☐ 備蓄で対応中 ☐ 通常の供給 (残り(備蓄で対応中の場合) ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上)	
	医薬品・衛生資器材の不足	☐ 枯渇 ☐ 備蓄で対応中 ☐ 通常の供給 (残り(備蓄で対応中の場合) ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上)	
	不足している医薬品	※具体的に不足している医薬品を入力してください。	
	医療機関の確認	手術可否 ☐ 不可 ☐ 可 人工透析可否 ☐ 不可 ☐ 可	
	現在の患者数状況	発災後 受け入れた患者数 重症 ☐ 人 中等症 ☐ 人 在院患者数 重症 ☐ 人 中等症 ☐ 人	
今後、転送が必要な患者数	重症度別患者数 重症 ☐ 人 中等症 ☐ 人 人工呼吸 ☐ 人 酸素 ☐ 人 担送 ☐ 人 護送 ☐ 人		
今後、受け入れ可能な患者数	災害時の診療能力(災害時の受入重症患者数) ☐ 人 重症度別患者数 重症 ☐ 人 中等症 ☐ 人 人工呼吸 ☐ 人 酸素 ☐ 人 担送 ☐ 人 護送 ☐ 人		
外来受付状況, および 外来受付時間	☐ 受付不可 ☐ 救急のみ ☐ 下記のとおり受付 時間帯の時間を記述		

緊急入力項目	職員数	出勤医師数 人（内、DMAT職員数 人） 出勤看護師数 人（内、DMAT職員数 人） その他出勤人数 人（内、DMAT職員数 人）
	その他支援が必要な状況	memo（自由記載）：
	情報取得日時（西暦）	年 月 日 時 分

診療所一覧表

平成30年10月01日現在

名 称	開設者	管理者 電話番号	所在地	診療科目	病床数		
					全 病床	うち 療養 病床	合計
7 葵会北診療所	医療法人葵会	溝谷 正己 495-6637	京都市北区紫竹北大門町56番地	内科 リハ	0	0	0
7 浅野整形外科・皮膚科医院	浅野 武志	浅野 武志 494-3553	京都市北区大宮玄琢北町8-30	整形 皮膚 リハ リウ	0	0	0
7 芦原医院	芦原 久美子	芦原 久美子 441-6658	京都市北区紫野南舟岡町1番地	内科 小児	0	0	0
7 あらき医院	荒木 浩	荒木 浩 493-7050	京都市北区紫竹下芝本町29	消化 外科	0	0	0
7 安藤クリニック	安藤 貴志	安藤 貴志 712-0842	京都市北区小山坡倉町50番地	内科 消内	0	0	0
い いで医院	井出 邦秀	井出 邦秀 492-9333	京都市北区小山上総町4	内科 循環	0	0	0
い 伊東医院	伊東 宏	伊東 宏 461-7051	京都市北区衣笠北荒見町9番地1イー グルコート北大路アネックス101	内科 循環	0	0	0
い 稲葉医院	稲葉 正	稲葉 正 495-0011	京都市北区紫竹下芝本町24	皮膚 泌尿	0	0	0
い 井上医院	井上 直巳	井上 直巳 492-0087	京都市北区紫野泉堂町96-3	内科	0	0	0
い 医療法人松弘会まつなみクリニック	医療法人松弘会	松波 達也 493-8741	京都市北区小山人花ノ木町18番地1	アレ 耳鼻 小児耳鼻咽喉科	0	0	0
い 医療法人伊吹医院	医療法人伊吹医院	伊吹 幸寛 492-5732	京都市北区紫竹西高縄町95番地	内科 小児 精神 神経	0	0	0
い 医療法人葵会かも川診療所	医療法人葵会	三上 一夫 231-3803	京都市北区出雲路俵町15番地の1	内科 小児 外科	0	0	0
い 医療法人社団柏井医院	医療法人社団柏井医院	柏井 眞理子 451-1032	京都市北区小山東大野町50番地の2	眼科	0	0	0
い 医療法人ふじたクリニック	医療法人ふじたクリニック	藤田 佳宏 491-2379	京都市北区紫竹下芝本町79番地	精神 心療	0	0	0
い 医療法人社団西川クリニック	医療法人社団西川クリニック	西川 亨 492-0750	京都市北区小山中音町43番地	内科 循内 糖尿	0	0	0
い 医療法人武部診療所	医療法人武部診療所	武部 力 414-1118	京都市北区紫野雲林院町12	内科 産婦	0	0	0
い 医療法人蒼生会田中医院	医療法人蒼生会田中医院	田中 実 461-7961	京都市北区衣笠高橋町39番地	内科 小児	0	0	0
い 医療法人社団余診療所	医療法人社団余診療所	余 みんてつ 491-8222	京都市北区紫野西泉堂町3番地	内科 胃腸 外科 放射	0	0	0
い 医療法人社団田村外科	医療法人社団田村外科	田村 耕一 721-9313	京都市北区上賀茂蟬々垣内町46番地2	外科 呼外 整形 肛門科	0	0	0
い 医療法人楽只診療所	医療法人楽只診療所	依岡 省三 491-0232	京都市北区紫野上御輿町23番地の1	内科 呼内 循内 小児	0	0	0
い 医療法人葵会上賀茂診療所	医療法人葵会	錦織 麻紀子 781-1409	京都市北区上賀茂藤ノ木町21	内科 小児 外科 放射	0	0	0
い 医療法人社団都会渡辺医院	医療法人社団都会	渡邊 都美 493-4300	京都市北区大宮南田尻町56番地	内科 循環 婦人 皮膚 泌尿	0	0	0



救護班等活動状況一覧

様式5

区・支所：
期 間： 月 日 ～ 月 日

チーム名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	特記事項
(記入例) 横浜DMAT1班			 ○○小学校 ○○小学校 △△小学校 △△小学校	○○小学校 △△小学校	△△小学校 □□小学校 他	△△小学校 □□小学校 他	□□小学校 ◎◎小学校 他	翌週以降、愛知DM AT3班に引継ぎ

- ※ 本報告書は週単位で作成してください。
- ※ 救護班等の活動期間を矢印で示してください。
- ※ 活動場所については、記入可能な範囲で枠内に記入してください。

情報伝達記録用紙

記入者：_____

_____ 年 月 日 () 午前・午後 時 分

From : _____ To : _____

(連絡先 : _____) ⇒ : _____

⇒ : _____

《連絡内容》

《対応要否》 ☐ 要 ☐ 否《緊 急 性》 ☐ S : 最優先 ☐ A : 本日中 ☐ B : 明日中☐ C : 緊急性低《クロノロ》 ☐ 内容記入 ☐ 対応確認

《対 応》 (対応班／氏名 : _____)

《その他(メモ)》

--

※ 1 枚に記入しきれない場合は、2 枚目に記入のうえ、ホッチキス等で留めて回付 (3 枚目以降も同様)